平成九年通商産業省令第五十三号

発電用風力設備に関する技術基準を定める

三十九条第一項の規定に基づき、発電用風力設備 ように定める 業省令第二十五号)の全部を改正する省令を次の に関する技術基準を定める省令(平成二年通商産 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第 (適用範囲) 3

第一条 この省令は、風力を原動力として電気を 発生するために施設する電気工作物について適

び事業用電気工作物をいう。 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及

第二条 この省令において使用する用語は、電気 事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十 (定義)

七号)において使用する用語の例による。

扱者以外の者に見やすい箇所に風車が危険であ

紀三条 風力発電所を施設するに当たっては、取 するおそれがないように適切な措置を講じなける旨を表示するとともに、当該者が容易に接近 ればならない。 (取扱者以外の者に対する危険防止措置)

読み替えて適用するものとする。 易に」とあるのは「当該者が容易に風車に」と あるのは「発電用風力設備」と、「当該者が容 (風車) には、前項の規定は、同項中「風力発電所」と 発電用風力設備が小規模発電設備である場合

第四条 風車は、次の各号により施設しなければ ならない。

負荷を遮断したときの最大速度に対し、 構

造上安全であること。 運転中に風車に損傷を与えるような振動が 風圧に対して構造上安全であること。

うに施設すること。 ないように施設すること。 の意図に反して風車が起動することのないよ 通常想定される最大風速においても取扱者

(公害等の防止)

ように施設すること。 運転中に他の工作物、植物等に接触しない

(風車の安全な状態の確保)

第五条 風車は、次の各号の場合に安全かつ自動 的に停止するような措置を講じなければならな

回転速度が著しく上昇した場合

項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設

項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三

二 風車の制御装置の機能が著しく低下した

2 るものとする。 に停止するような措置」とあるのは「安全な状 には、前項の規定は、同項中「安全かつ自動的 態を確保するような措置」と読み替えて適用す 発電用風力設備が小規模発電設備である場合

おそれがない場合においては、この限りでな するような措置を講じなければならない。ただ える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護 し、周囲の状況によって雷撃が風車を損傷する 最高部の地表からの高さが二十メートルを超

(圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止)

第六条 発電用風力設備として使用する圧油装置 及び圧縮空気装置は、次の各号により施設しな ければならない。

二 圧油タンク及び空気タンクは、耐食性を有 は、最高使用圧力に対して十分に耐え、か圧油タンク及び空気タンクの材料及び構造 安全なものであること。

三 圧力が上昇する場合において、当該圧力が 最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低 するものであること

兀 機能を有すること。 が低下した場合に圧力を自動的に回復させる 下させる機能を有すること。 圧油タンクの油圧又は空気タンクの空気圧

五 異常な圧力を早期に検知できる機能を有す ること

第七条 風車を支持する工作物は、自重、積載荷 (風車を支持する工作物)

2 には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者 を講じること。 が容易に登ることができないように適切な措置 衝撃に対して構造上安全でなければならない。 重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び 発電用風力設備が小規模発電設備である場合

2 発電用風力設備が小規模発電設備である場合 第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年通商産業省令第五十二号) 第十九条 には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一 第十一項及び第十三項の規定は、風力発電所に 設置する発電用風力設備について準用する。

備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替え て適用するものとする。

2 この省令の施行の際現に施設し、 1 る。 この省令は、平成九年六月一日 、なお従前の例し、又は施設に から施行す

による。 省令第三四号) 附 則 (平成一七年三月二九日経済産業

着手した電気工作物については、

年間は、 工作物については、この省令の施行の日から一 れ、又は設置のための工事に着手している電気 る。ただし、この省令の施行の際現に設置さ この省令は、平成十七年四月一日から施行す なお従前の例による。

業省令第六九号) 則 (平成二一年一二月一八日経済産 抄

この省令は、平成二十二年四月一日から施行

1

省令第三二号) (平成二九年三月三一日経済産業

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正 成二十九年四月一日)から施行する。 する等の法律 (平成二十七年法律第四十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平

省令第九六号) 抄 (令和四年一二月一四日経済産業

(施行期日)

条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三 月二十日)から施行する。 する法律(令和四年法律第七十四号)附則第 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正

第三一号) 則 (令和六年四月一日経済産業省令 抄

(施行期日

1 る。 この省令は、 令和六年十月 日 から施行す